東京大学薬学部規則

昭和３３年４月２２日
評議会可決
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）中、各学部において定めるように規定されている事項及び東京大学薬学部（以下「本学部」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

（教育研究上の目的）

第１条の２　薬学は、医薬の創製からその適正使用までを目標とし、生命に関わる物質及びその生体との相互作用を対象とする学問体系である。本学部は創薬科学及び基礎生命科学の発展に寄与する研究者、医療行政に貢献する人材、高度医療を担う薬剤師の養成を教育研究の目的とする。

２　各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（学科）

第２条　本学部に、次の学科を置く。

薬科学科
薬学科

（進学の要件）

第３条　教養学部から本学部に進学することができる学生は、教養学部において所定の授業科目を履修し、その試験に合格した者とする。

（学期）

第４条　学期は、学部通則第４条第２項及び第３項により別に定められるところによる。

（教育課程）

第５条　学生は、別表に定める必修科目及び選択科目を履修しなければならない。

２　授業科目の配置及び授業時間は、教授会の議を経て定め、あらかじめ発表する。

（履修科目の届出）

第６条　学生は、毎学期履修しようとする授業科目を所定の期日までに、本学部長に届け出なければならない。

（長期履修学生制度）

第６条の２　学部通則第２条第２項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

２　前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（他学部科目の履修）

第７条　学生は、他の学部及びグローバル教育センターの授業科目を履修することができる。

（試験）

第８条　試験は、学期毎に行う。ただし、実習等の科目については、レポート、出席日数、修得成果等をもつて試験に代えることができる。

２　試験の期日は、あらかじめ発表する。

（試験成績の評点）

第９条　試験成績の評点は、優上、優、良、可、不可の５等とし、優上、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

２　学部通則第１４条の２、第１４条の３及び第１６条の２の定めるところにより、外国の大学において履修した科目及び外国の大学が行う通信教育において履修した 科目の試験成績の評

点は、前項の例によるほか、合格又は不合格の評点によることができる。

（卒業）

第１０条　学部通則第２６条及び第２７条の定めるところにより、本学部を卒業して学士（薬科学）又は学士（薬学）の学位を得るためには、学部通則第３条に定める在学期間中に、別表に定める授業科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

（再入学、後期課程への入学及び転学部）

第１１条　学部通則第９条及び第１０条に規定する再入学若しくは後期課程への入学又は転学部を志願する者の取扱いについては、教授会の議を経て別に定める。

（既に修得した授業科目の取扱い等）

第１２条　前条の規定により入学した学生の授業科目及び単位数の取扱い並びに在学期間及び在学年限については、教授会の議を経て別に定める。

（研究生及び聴講生）

第１３条　学部通則第１０章及び第１１章に規定する研究生及び聴講生の取扱いについては、教授会の議を経て別に定める。

（補則）

第１４条　この規則に定めるもののほか、本学部における教育課程、試験、進学、入学及び卒業等に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附　則

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

２　平成８年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

２　平成９年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

２　平成１２年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

２　平成１３年３月３１日以前に入進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

２　平成１４年３月３１日以前に入進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

２　平成１５年３月３１日以前に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

２　平成１８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者及び前期課程に入学した者については、改正後の東京大学薬学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
３　改正後の薬科学科又は薬学科については、平成２０年４月１日以後から進学又は入学することができるものとする。
４　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
２　平成２７年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
２　平成２８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。
２　令和２年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和３年１２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年９月２５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。
２　令和６年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。
２　令和８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第５条、第１０条関係）

沿革

東京大学薬学部規則

体系情報

□第３編　学務
　▽第１章　学部

沿革情報

◆昭和３３年０４月２２日　評議会可決
◇昭和３３年０５月２０日
◇昭和３５年０６月２１日
◇昭和３９年０３月１７日
◇昭和４１年０１月０１日
◇昭和４４年１２月０１日
◇昭和４６年１０月２１日
◇昭和４７年１１月２１日
◇昭和５１年１１月１０日
◇昭和５３年０４月０１日
◇昭和５４年０４月０１日
◇昭和５９年０４月０１日
◇昭和６２年０４月０１日
◇平成０２年０４月０１日
◇平成０２年１０月０１日
◇平成０３年０４月０１日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０７年０４月０１日
◇平成０８年０３月１９日
◇平成０９年０４月０１日
◇平成１０年０４月０１日
◇平成１２年０４月０１日
◇平成１３年０４月０１日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１５年０４月０１日
◇平成１６年０３月３１日
◇平成１７年０１月２７日
◇平成１８年０２月２８日
◇平成１９年０２月１６日
◇平成２０年０２月１９日
◇平成２２年０１月２１日
◇平成２４年０２月０９日
◇平成２６年０１月２１日
◇平成２７年０２月１７日

◇平成２８年０２月１６日
◇令和０２年０１月２７日
◇令和０３年１１月２４日
◇令和０５年０９月２５日
◇令和０６年０２月０７日
◇令和０８年０１月２８日